

.....
8月6日、中央最低賃金審議会は2013年度地方最賃の目安を出しました。3年ぶりに2ケタの14円で、これをもとにした地方最低賃金審議会の審議が進み、8月中にほぼ決まりました。そこでこの解説を労働総研賃金研究部会の金田豊さんにお願ひしました。

1つの問題はこのレベルが生活保護基準と「逆転」しているところが11都府県ありますがこの比較基準そのものが成り立たないとする観点から2011年から裁判闘争を進めている神奈川労連のたたかひの意味をもうひとかた神奈川総研の下山房雄先生にご執筆頂きました。

「金属労働研究」誌発行は時期的にずれますが、単年度のたたかひではありませんので、来年にも生きるものですからおふたかたの小論、そのあとに中賃目安決定に至る大きな流れ、8月末最終的に決まった地方ごとの一覧を表示します。

.....

神奈川最賃千円以上裁判でわかったこと

金属労働研究所・会員 下山房雄

アベノミックスの労働政策

7月参院選の結果、自公与党衆参両院絶対多数体制となった。アベノミックスの金融、財政に続く「第三の矢」つまり産業＝労働政策である「成長戦略」発動の中央議会装置が整ったのである。その労働政策の中心は、雇用の規制緩和あるいは撤廃である。

6月14日に閣議決定をした文書「日本再興戦略—Japan is back—」は、「20年以上も続いた経済の低迷は」と、小泉竹中時代の経済政策失敗の事実を認めるかのような文章で叙述を始める。因みにいわゆる「失われた20年」は、1991年3月からの20年であり、当然01年4月～06年9月の小泉内閣の時期を含む。しかし「日本再興戦略」は、その「三つのアクションプラン」「日本産業再興プラン」提示のところで、2008年秋「リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を改め、個人が円滑に転職等を行い、能力を発揮し、経済成長の担い手として発揮できるよう、能力開発支援を含めた労働移動支援型の政策に大胆に転換する」と述べ、雇用政策については何と小泉竹中時代の新自由主義路線に戻ることを宣言した。これが「日本を取り戻す」??

労働日の夕刻に解雇通知を行い即日職場から追放するという日本IBMが昨年7月から始めたロックアウト解雇は、1949～50年のレッドパージ解雇を想起させるやり方である。本誌122号の生熊論文「解雇自由の日本社会にはならない」が言うように、このやり方は安倍内閣の雇用規制撤廃緩和策と連動している。「読売」は今後の3年を「黄金の3年」と呼んでいるようだが、今回参院選での共産党躍進の新情勢にも依拠して、安部内閣の新自由主義政策展開の一つ一つを潰し、「黄金の3年」を途中で挫折させて安倍再退場を実現せねばと私は考えている。

ところで新自由主義路線の労働政策の中心は、労組団体交渉による協約賃金設定と国家による最低賃金制度とを、自由な労働市場への不当な介入とみて攻撃することであった。新自由主義政治が、70年代の南米軍事政権の労組弾圧のもとで、シカゴ大学教授ミルトン・フリードマンの弟子たち＝シカゴボーイズを経済官僚として実現する形でまず展開された後の80年代、サッチャーのイギリス、レーガンのアメリカ、中曽根の日本で導入展開された所に、そのことは

象徴的に示されている。サッチャーの炭鉱労組攻撃、レーガンの航空管制官労組攻撃、中曽根の国労攻撃は、これらの先進資本主義諸国における労組の力を徹底的に弱めた。その後やってきた日本の「失われた20年」が、戦後最長73カ月の特徴と、好況なのに賃金下落という明治以来初めての特徴とを帯びた「いざなぎ景気」(02年1月～08年2月)を含むことを熟考すべきだ。この「いざなぎ景気」は国民経済あるいはGNP停滞のもとで、つまり市場拡大無しの好況だった。何故、好況が可能だったのか。60年代半に民間大企業で支配的になった「会社派」労働組合に拠る日本型所得政策＝「労使自治」型賃金凍結政策が75春闘から始まったわけだが、それが遂にコストとしての賃金削減に拠る利潤増で企業好況を実現するまでに発展したのである。増大した利潤は、投資先無しで金融的運用のための内部留保積み増しとなり、国民経済発展には結果していかず「失われた20年」が続いた。ともあれ賃金を奪っての利潤回復であり、その結果としての内部留保積み増しであり、そういう内容での資本家階級「階級権力の回復」(デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』)であった。

新自由主義の賃金政策からすれば、労組交渉力解体は「会社派」組合のおかげで十二分に既に実現しているのだから、残るは最賃制解体だということになる。その線を押し進めようとしかつ挫折したのが、新生極右政党＝日本維新の会の昨年末衆院選における「最賃制廃止」公約と、早々のその撤回であった。アベノミックスでは「最賃引き上げ」が、「成長の果実の国民の暮らしへの反映」として「全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環を実現できるよう、今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める」(「日本再興戦略」)などの形で言われている。因みに、今年度最賃改訂のための中央最賃審議会初会合(7月2日)での厚労大臣冒頭挨拶は「今後物価上昇が想定される中、賃金が増加しなければ、景気は腰折れすると大幅引き上げを要請」と報ぜられている(「毎日」東海林記者)。

賃金については、新自由主義国家が打倒した冷戦体制下の福祉国家(われわれは国家独占資本主義と呼んだ)の基盤＝「階級妥協」が日本では為されようとしているのか。それほど我々の最賃制闘争は昂揚してきたのか。だいたい労働市場底辺層の賃上げが問題の最賃引き上げなのに、なぜ「全ての所得層での賃金上昇が求められている」と言うのか。正規労働者を非正規労働者に蹴落とす雇用規制撤廃緩和策＝クビキリ自由体制構築を推進しながら、そんなことができるのか。疑惑は胸に次々と湧くが、政治が左翼のみならず右翼(いや日本軍国主義が行った戦争は自衛戦争で理ありとする「靖国派」主導の自民党は極右と言うべきだろう)まで含めて「賃上げ」を言う状況を、好条件として賃金最賃闘争を進めるべしということだろう。

発表ジャーナリズム？

さて、日本の最賃制は、1959年制定の最賃法を、68年に審議会方式＝職権方式を主軸にする最賃法へ改訂し、業者間協定＝資本家の賃金カルテルを最賃制とするニセ最賃制から労使対等を定めたILO最賃条約(26号)に適合する制度に改革されたところから始まる、と私は考えている。その68年改訂で、地域包括最賃の全国的設定(71年岐阜・山口から始まり、76年宮城で完了)、中賃毎年目安設定に拠る各地域最賃間の関連性強化、大企業よりも1%ポイントほど高率の中小企業賃上げ率という当時の春闘パフォーマンス準拠の引き上げによって、最賃制の改良効果は70年代にはかなり高まり、労働市場底辺の賃金を押し上げる機能を持つようになった

(下山『現代日本労働問題分析』労働旬報社 1983 年刊 6 章「わが国賃金構造と最賃制の意義」参照)。

そして、第一次安倍内閣 (06 年 9 月～07 年 9 月) で閣議決定 (07 年 3 月)、次の福田内閣 (～08 年 9 月) 下に制定 (07 年 12 月) 施行 (08 年 7 月) が行われた最賃法改訂は、68 年改訂に匹敵する改良であった。この改良は、長年の最賃制闘争の成果というよりも、「痛み」ばかりで何の生活改善もない小泉竹中政治への批判が高まりつつあった時代の流れが生んだものと私は理解している。改良の中身は、ニセ最賃法 (59 年法) 1 条「目的」が「労働条件の改善」を謳いながら、3 条「決定原則」で生計費、関連労働者賃金、賃金支払い能力の三つを挙げて、労働条件改善を制限しようとしていることに関わる。けだし、底辺労働市場を改革するのに関連労働者低賃金へ追随したり、支払能力論をかざすのでは、改良は為されないか、貧しいものに停滞せざるを得ないからである。安倍―福田内閣による最賃法改訂はその 59 年法の悪い理念枠組みは変えなかったが、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に関わる施策との整合性に配慮する」(9 条 3 項) を付け加えた。そのことによって、「憲法第 25 条に規定する理念に基づく」と定める生活保護法とリンクし、最賃が憲法で守られることになったのである。具体的には、生活保護基準と最賃金額を比較する作業を行うようになり、最賃が生保基準を上回るよう改善する方向を目安で示すことによって、最賃改善のテンポは 08 年以降やや高まった。

全国市町村を 6 級区分して月当りの生活費として計算される生活保護基準と、都道府県別に時間あたり賃金で決定されている最賃金額をどう比較するのか。前者の計算方法は、中賃公益委員の「衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較する」(「中央最賃審議会目安に関する小委員会報告 平成 20 年 8 月 4 日」との見解で行われ、08 年以降毎年提示されることになった。今年 2013 年の場合、7 月 22 日の中央最賃目安小委員会で厚労省が報告した計算数値が公表され、メディアが紹介報道した。「最低賃金と生活保護「逆転」 11 都道府県に拡大」(「東京」22 日夕刊)「最賃の「逆転現象」 11 都道府県に拡大」(「赤旗」23 日)と言った具合である。

ところが、この当局計算値が「五つのインチキ」を含むもので比較基準にはならないというのが神奈川労連の年来の主張であり、その主張は 3 年前に「神奈川最賃を千円以上にせよ」と神奈川労働局長を相手にしての行政訴訟を起こすに至ったものである。表 1 を参照して頂きたい (この表は「平成 25 年度中央最賃審議会目安に関する小委員会 (第 2 回) 資料 No. 2 生活保護と最低賃金」および神奈川労連・かながわ産業労働調査センター刊「産業労働資料情報 139 号 各地方の生活保護基準と整合する最低賃金金額」に拠って作成)。

表 1 : 生保基準と最賃の比較 (国の不当な計算と正当な運動要求に基づく試算)

現行地域最賃①	生保基準 (円/時)		乖離額(円) ④=①-②	乖離額(円) ⑤=①-③	
	円/時	中賃=厚労省計算② かながわ総研試算③			
北海道	719	741	1,274	▲22	▲555
青森	654	656	1,191	▲2	▲537
岩手	653	630	1,165	23	▲512
宮城	685	694	1,248	▲9	▲563
秋田	654	649	1,188	5	▲534
山形	654	636	1,165	18	▲511
福島	664	619	1,154	45	▲490
茨城	699	627	1,170	72	▲471
栃木	705	657	1,209	48	▲504
群馬	696	653	1,167	43	▲471
埼玉	771	777	1,369	▲6	▲598
千葉	756	757	1,311	▲1	▲555
東京	850	863	1,436	▲13	▲586
神奈川	849	865	1,436	▲9	▲587
新潟	689	669	1,217	20	▲528
富山	700	625	1,146	75	▲446
石川	693	658	1,171	35	▲478
福井	690	621	1,146	69	▲456
山梨	695	609	1,103	86	▲408
長野	700	639	1,221	61	▲521
岐阜	713	651	1,143	62	▲430
静岡	735	694	1,219	41	▲484
愛知	758	719	1,242	39	▲484
三重	724	629	1,168	95	▲444
滋賀	716	663	1,261	53	▲545
京都	759	762	1,311	▲3	▲552
大阪	800	792	1,303	▲8	▲503
兵庫	749	753	1,313	▲4	▲564
奈良	699	665	1,248	34	▲549
和歌山	690	640	1,162	50	▲472
鳥取	653	630	1,179	23	▲526
島根	652	603	1,179	49	▲527
岡山	691	676	1,220	15	▲529
広島	719	730	1,278	▲11	▲559
山口	690	624	1,120	66	▲430
徳島	654	596	1,102	58	▲448
香川	674	629	1,228	45	▲554

愛媛	654	637	1,137	17	▲483
高知	652	625	1,137	27	▲485
福岡	701	682	1,253	19	▲552
佐賀	653	601	1,115	52	▲462
長崎	653	622	1,112	31	▲459
熊本	653	619	1,123	34	▲470
大分	653	619	1,120	34	▲467
宮崎	653	613	1,104	40	▲451
鹿児島	654	610	1,128	44	▲474
沖縄	653	639	1,135	14	▲482

この表の乖離額④によれば、既に36県が生保基準をクリアしており、残る11都府県もこの8月からの生保切下げ（最大10% 平均6%余）でこの秋以降の改訂を待たずに基準クリアしてしまう可能性大だ。しかし乖離額⑤によれば、最大神奈川県587円、最小山梨県408円、この両者の間の額で、全都道府県が「逆転」しているのである。吸血鬼的行政改革や構造改革＝規制緩和ヨイショ従って「アベノミックス」ヨイショの経済関連論説を除けばかなり批判的進歩的な「東京」や、批判的進歩的ジャーナリズム元祖の「赤旗」までもが、最賃生保「逆転」については全く発表ジャーナリズム風報道なのは頂けない。

8月6日の中央最賃審議会目安小委員会の最賃引き上げ額「目安」提示は、「東京」（6日夕刊）：「最低賃金目安14円増 デフレ脱却を目指す安倍政権が賃金底上げに意欲的なことが影響十都府県で逆転が解消する見通し」、「赤旗」（7日）：一面記事「最賃増額目安14円 上積み求めたたかいはじまる 逆転現象は厚労省資料でも11都道府県で起こっており、その解消も課題でした。今回10都府県で解消」五面論評「14円 貧困・不況脱却の期待裏切る 2020年までに平均1000円という目標に、経団連も連合も2010年に合意済みです。合意を実現するためには、今年、平均36円以上の引き上げが必要」・・・といった具合に報道された。「赤旗」が批判色を強め、助詞「も」を使って乖離計算資料が別にもあることを暗示してはいる。しかし、神奈川最賃裁判この3年の間に「当局発表」計算方法のゴマカシがかなりPRされたと思っていたが未だ未だ足りないと反省する。以下に当局発表の生保基準がどんなにインチキであるかを記す次第である。

当局発表の「五つのインチキ」

まず神奈川最賃裁判で具体的計算方法が争われている2011年改訂時の数字を示す（次ページ）。

乖離金額が量的にも最大で、不合理さが質的にも決定的なのは、当局計算では生保「勤労控除」が全く無視されていることだ。勤労しながらその収入が生保基準の生活ができないほど低いのかどうかをチェックするのに「勤労控除」をカウントしないのは全く不当だ。生保制度上、勤労に必要な個々の経費を収入から控除のうえ生保基準と比べて保護発動可否を決めるようになったのは、1959年からである。その後「勤労控除」は、働いた場合に却って消費生活水準が

表 2 : 比較生保基準計算方法

	A : 中賃＝国の主張	B : 神奈川労連＝原告の主張		
生活保護基準平均月額	A	B	A÷B	A-B
生活扶助第1類 (個人 12-19才)	41,269	42,080	98.1%	▲811
第2類 (一人世帯)	42,593	43,480	98.0	▲887
第2類 (冬期加算)	1,263	1,287.5	98.1	▲24.5
期末一時扶助	1,159	1,181.6	98.1	▲22.6
小計	86,284	87,979	98.1	▲1,695
住宅扶助	38,887	69,800	55.7	▲30,913
合計	125,171	157,779	79.3	▲32,608
公租公課分算入(係数 A : /0.857 B/0.859)	146,057	183,677	79.5	▲37,620
勤労者控除	—	31,240	0.0	▲31,240
α : 生保基準総計	146,057 円	214,917 円	68.0	▲68,860
β : 時間賃金算定に用いる月間労働時間	173.8	150	115.9	23.8
α ÷ β	841 円	1,432 円	58.7%	591 円

低まる、また収入が増えればそれだけ生保金額が減るのではモラルハザードがおきるとして「自立助長」の制度としても運用されるようになった。当局計算はその長い「勤労控除」運用の歴史も無視してカウントしない計算方法をとっているのだ。

次に金額差が大きいのは住宅扶助である。この差は、中賃＝厚労省の計算が住宅扶助実績値(加重平均値)を用い、神奈川労連の計算では住宅扶助特別基準値(上限値)が用いられたことに因る。加重平均値は都市ごとの実績値の加重平均値である。この値をとると、二つの問題が生ずる。一つは実績値には、持ち家の世帯や親と同居の単身者が含まれるので、その基準での比較では、単身で借家の労働者の場合、確実に生保を下回る最賃になってしまう。国の方からすると、上限値での比較では、持ち家世帯や親同居の単身労働者は生保を上回る最賃になる。国民の生活権擁護のために全体として生保を下回らないようにするには、上限値をとるべきだ。

もう一つの問題は、日常生活費に対する生活扶助の基準にも共通することで、表:3にみるように、人口最大の部分(住宅扶助では横浜市川崎市併せて71%、生活扶助では一級地-1の66%)が加重平均値以上の区域で、加重平均値を採ったのでは、人口の大部分が保護基準以下の最賃になってしまうのだ。

表 3 : 加重平均値の構造

生活扶助			住宅扶助		
級地	人口構成比%	基準金額・円	地域	保護世帯数構成比%	実績値・円
1-1	65.8	87,980	横浜市	48.9	41,419.5
1-2	27.1	84,027	川崎市	22.1	42,049.8
2-1	6.3	80,056	横須賀市	3.6	26,572.9
3-1	0.7	72,134	相模原市	5.8	32,206.8
加重平均値		86,284	その他神奈川県	19.6	33,219.2
			加重平均値		38,887

月当りの生保基準を時間当りに換算するために使う月当り労働時間については、被告＝国側は実態平均値155時/月(毎月勤労統計)を採らずに労基法法定労働時間の上限値173.8を採る。原告＝神奈川労連側は年間1800時間÷12＝150時/月を採る。いわば要求基準からの下限値である。公租公課については、その比率が最も低い沖縄県の値を国は採った。いわば実態下限値だ。神奈川労連は、各県の値を、神奈川については神奈川の値を採ることを主張している。

神奈川最賃裁判闘争

さて、神奈川労働局長を相手に神奈川最賃千円以上にせよと要求する裁判は、2011年9月16日を第一回とし、今年6月26日が第10回裁判という形で進行している。初めは、原告百名、応援団のサポーター千名と目標に掲げながら、原告50名、サポーター300名であった。現在は原告が百名を越え、サポーターも千名(うち15名余は私が市民的ネットワークで呼びかけ加わった方)を越えている。闘争が維持され広がっているのである。私はサポーターとして、毎回傍聴にでかけ、ほぼ84名の抽選枠に外れた2回を除く8回の裁判傍聴を行った。

裁判は毎回、1-2名の原告が労働と生活の厳しい実態を踏まえ最賃千円以上を要求する陳述を行ない、原告被告両側の弁護士が提出する準備書面等についての手続上の多少のやりとりが行われる。原告側の書類は裁判で口述あるいは略述されるが、被告側は書類の内容を口頭で述べることはない。裁判所が行政を負かすことはないとの自信から来る慣習のようだ。訴訟上の主張は専ら書類上で討論されているというわけで、応援団としてはその頭脳への消化が結構たいへん。でも勉強になる。

国側の主張の特徴の第一は、最賃決定という行政行為について、法素人認識からすると矛盾する二つの性質を挙げて、原告に理は無いとするものだ。裁判の初めには、最賃決定は立法で決まった通りにやる定型的行為で裁判の対象にはならずと言って、門前払いを裁判所に要求した。それが裁判所に容れられなくなった以降は、大幅な裁量権を行政は持っており「最賃が生保基準を下回らないよう配慮せねばならぬとは書かれているが、最賃金額が生保受給額を下回らぬようにすべきと法定されているわけではない」「比較技法の当・不当の問題が生じることはあっても、違法の問題は生じない」との勝手な主張。この構えからして、当然に計算方法の正当性を積極的に主張はせず、もっぱら中賃公益委員の見解を紹介するのみなのだ。そしてその公益見解は上述したように、勤労控除、住宅扶助、生活扶助、労働時間、公租公課の5点いずれも、中賃内の議論で労働側意見を斥け、使用者側意見を容れての見解で、内容において不統一(平均値、限界値を都合のいいように混用)かつ不公正、形式において非中立の見解だ。甚だしく不当で、違法でない筈がない。

最後に、本稿読者がこの裁判原告へのサポーターになって頂くことをお願いしたい。ネットをやる方は、神奈川労連公式サイトから「最低賃金裁判ニュース」→「サポーター募集中」へ、やらぬ人は労連に☎(045-212-5855)を!! (2013年8月10日)

(编者注記一下山先生は横浜国立大学教授から九州大学教授へ、その後、山口県下関大学の学長を経て横浜に戻り、現在は労働総研会員、神奈川総研でご活躍中です)